

連系線等運用基準

平成23年7月

九州電力株式会社

この基準は、電気事業法第94条第1項に基づき電力系統利用協議会が策定した指針「電力系統利用協議会ルール」に対応して策定したものである。

目 次

	頁
1 総 則	3
1.1 目 的	
1.2 適用範囲	
1.3 用語の定義	
2 空容量等の算出	6
2.1 対象設備	
2.2 算出対象項目	
2.3 算出対象期間	
2.4 空容量算出	
1 初期空容量	
2 更新空容量	
2.5 運用容量算出	
1 運用容量	
2 1回線停止時の運用容量	
3 緊急時の運用容量	
4 運用容量の算出断面	
2.6 マージン算出	
2.7 計画潮流算出	
2.8 空容量等のデータの記録及び保管	
3 連系線等の利用手続き	10
3.1 連系線等の容量確保に係わる基本原則	
3.2 送電可否判定	
3.3 事前の送電可否判定に関する業務運行	
1 必要事項	
2 受付日時	
3 業務運行	
3.4 新規の容量登録に関する業務運行	
1 必要事項	
2 受付日時	
3 業務運行	
3.5 長期・年間・月間・週間計画における連系線等の利用計画の策定に関する業務運行	
1 必要事項	
2 業務運行	

3.6	連系線等の利用計画の変更に関する業務運行	15
1	必要事項	
2	受付日時	
3	業務運行	
3.7	翌日計画における連系線等の利用計画の策定に関する業務運行	
3.8	通告変更に関する業務運行	
1	基本事項	
2	受付日時	
3	業務運行	
3.9	マージン使用に関する業務運行	
1	マージン使用手順	
2	マージン使用可能量の通知	
4	変更賦課金	21
4.1	目的	
4.2	変更賦課金の対象	
1	変更賦課金対象の連系線等及び時間帯	
2	変更賦課金対象電力量	
4.3	変更賦課金対象電力量の算定手続き	
1	変更賦課金対象電力量の算出	
2	変更賦課金対象電力量の通知	
5	事後検証などの対応	22
図1	時間帯ごとの変更可否要件	23
別表1	空容量等の断面	24
別表2	利用計画の提出期限と策定期日	24

1 総 則

1.1 目 的

この基準は、関門連系線及び当社管轄制御エリアにおける指定送電線（以下、これらを総称して「連系線等」という。）の運用に関する事項を定め、連系線等の公平な利用機会の提供を目的とする。

1.2 適用範囲

この基準は、当社が連系線等の運用に関する業務を行う場合に適用する。また、本基準に定める連系線等を利用する系統利用者に遵守・協力いただく事項については、当社と当該系統利用者で締結する給電運用申合せ書などに定める。

1.3 用語の定義

この基準で使用する用語については、次のとおり定義する。

- 1 「小売事業者」とは、一般電気事業又は特定規模電気事業として、電気を供給する事業者をいう。
- 2 「系統利用者」とは、電力系統を利用して電気の受給を行う発電者及び小売事業者をいう。
- 3 「連系線利用申込者」とは、連系線等の利用を希望する小売事業者をいう。当社においては販売部門及び取引部門をいう。
- 4 「連系線利用者」とは、連系線等の利用を認められた小売事業者をいう。当社においては販売部門、取引部門、給電計画担当箇所及び中央給電指令所をいう。
- 5 「関連一般電気事業者」とは、送電経路上の一般電気事業者の送電部門をいう。
- 6 「需要側一般電気事業者」とは、関連一般電気事業者のうち小売事業者の需要が存する管轄制御エリアの一般電気事業者の送電部門をいう。
- 7 「協議会」（電力系統利用協議会）とは、電気事業法第93条第1項に基づき送配電等業務支援機関として指定された中間法人をいう。
- 8 「協議会の給電連絡所」とは、協議会において中央給電連絡機能を担う箇所のことで、取引所において成約した取引、地域間をまたがる広域取引、地域間連系線運用・混雑管理に係わる連絡調整を担う組織をいう。
- 9 「給電指令」とは、電力の品質を維持し、お客さまへの安定供給、及び人身の安全、電力設備の保安の確保を目的とし、給電担当箇所が関係箇所に発する指令をいう。
なお、給電指令には、電力設備の運転操作を行う場合、人を介さず計算機、自動復旧装置などにより自動的に行うものを含む。
- 10 「給電担当箇所」とは、所管する電力系統の給電指令業務及び給電指令関連業務を担当する箇所をいい、中央給電指令所、系統給電制御所及び総合制御所を指す。
- 11 「運用容量算出箇所」とは、連系線等の運用容量を算出する箇所、給電計画担当箇所、系統技術担当箇所又は中央給電指令所をいう。
- 12 「当社管轄制御エリア」とは、当社が監視・制御する電力系統（関門連系線を含む）をいう。

- 13 「ループ系統」とは、発変電所間並びに変電所相互間が異なったルートの電線路で環状に接続、運用されている系統をいう。
- 14 「主幹系統」(協議会ルールでは「基幹系統」とは、電力系統の骨格をなし、全系統の運用に大きな影響を及ぼす系統をいい、500kV系統及びこれと一体的に運用する220kV系統・電源線を指す。
- 15 「電力輸送設備」(協議会ルールでは、「流通設備」とは、電力系統のうち、送電線、配電線、変電所及び開閉所など、電力の輸送・分配を行う輸送設備の総称をいう。
- 16 「地内電力輸送設備」(協議会ルールでは、「地内流通設備」とは、当社管轄制御エリアにおいて、関門連系線を除く電力輸送設備をいう。
- 17 「送電サービスの拒否」とは、系統アクセスで認められた容量の範囲内での事前の送電可否判定の申し込みあるいは託送契約等の申し込みにおいて、送電不可と判定した場合をいう。
- 18 「送電サービスの停止」とは、容量確保後、系統利用者の送電に制約が生じた場合をいう。
- 19 「指定送電線」とは、当社管轄制御エリアの主幹系統のうち、過去1年間において、合計24時間以上の送電サービスの拒否あるいは停止があった地内電力輸送設備で、協議会が指定するものをいう。(当該時間の算定方法などについては、協議会ルール第4章第7節1-3による。)
- 20 「事故時」(協議会ルールでは「故障時」とは、運転中の電力設備に異常をきたし、停止又は停止過程にある場合をいう。
- 21 「異常時」とは、台風及び電力系統に塩害、雷害、雪害などが発生又は発生する恐れがある場合、又は想定外の気温変動や事故発生、電源の計画外停止などにより、当社管轄制御エリア内の需給逼迫・余剰の解消が不可能又は不可能と予想される場合をいう。
- 22 「ルート断事故」(協議会ルールでは「ルート断故障」とは、発変電所間並びに変電所相互間を結ぶ電線路が事故により送電不能な状態となることをいう。
- 23 「負荷制限」(協議会ルールでは「負荷遮断」とは、異常時において、電力系統の崩壊防止又は電力設備の保安のため、自動あるいは手動で遮断器により線路単位などで一部の負荷を緊急に遮断することをいう。
- 24 「電源制限」とは、異常時において、電力系統の崩壊防止又は電力設備の保安のため、制御装置などにより一部の発電機を緊急に遮断することをいう。
- 25 「マージン」とは、電力系統の異常時及び特殊軽負荷時の対応として、地域間連系線を介して一般電気事業者の送電部門が他の管轄制御エリアと電気を受給するため、あるいは系統を安定に保つために各地域間連系線に確保しておく容量をいう。
- 26 「フェンス潮流」とは、運用容量を複数の送電ルート(ループ系統など)で管理している場合において、それら複数の送電ルートに流れる潮流の合計値をいう。
- 27 「連系線等の利用計画」とは、容量登録を行う際や年間・月間・週間計画などの策定を行う際に、連系線等を利用する計画として、計画潮流に織り込まれる個別の計画のことをいう。

- 28 「容量登録」とは、連系線等の利用に係わる申し込みの判定結果が送電可能の場合に、協議会の給電連絡所が、当該希望計画を連系線等の計画潮流に反映し、当該申し込みを連系線等の利用計画として決定することをいう。
- 29 「容量確保」とは、週間計画以降の段階で30分ごとの連系線等の利用計画として容量登録されたもので、かつ託送契約等が締結されたものをいう。
- 30 「先着優先」とは、容量登録を行ったもののうち、時間的順位が早いものが優先して連系線等を利用することができることをいう。(ただし、既存契約、長期固定電源・連系線等同時建設電源の新規契約、全国融通、スポット取引分は、時間的観点によらず優先的に利用できる。)
- 31 「空おさえ」とは、容量登録や容量確保を行っている利用計画に関して、その後減少する変更の必要性が生じたが、適切に利用計画の変更を申し込まず、そのままにしておくことをいう。
- 32 「通告変更」とは、受給日前日17時の連系線等の利用計画確定以降、予想し得ない事由が生じた場合に行う、連系線等の利用計画の変更のことをいう。
- 33 「混雑」とは、電力輸送設備の潮流が、計画段階又は運用段階において、当該電力輸送設備を利用できる量を超過した状態をいう。
- 34 「相殺潮流」とは、連系線等の計画潮流の方向に対して、逆方向の潮流をいう。
- 35 「系統情報公開システム」とは、協議会において、連系線等の空容量、連系線等の計画停止などの情報を公開及び開示するためのシステムをいう。
- 36 「断面」とは、ある一定期間に対する時間的な区切りのことをいう。(例：季節別、平休日別、昼夜間帯別など)
- 37 「休業日」とは、土、日、祝日(ここでいう祝日とは、国民の祝日、振替休日、国民の休日に加え、年末年始(12/29~31、1/2、3)及び当社の創立記念日(5/1))をいう。
- 38 「営業日」とは、休業日以外の日をいう。

2 空容量等の算出

2.1 対象設備

連系線等（関門連系線及び当社管轄制御エリアにおける指定送電線）

2.2 算出対象項目

算出対象項目は、別表1に定める判定断面ごとの「空容量」、「運用容量」、「マージン」、「計画潮流」、「フェンス潮流」（以下、これらを総称して「空容量等」という。）の値とする。

2.3 算出対象期間

算出対象期間は、別表1に定める対象期間とする。ただし、指定送電線については、長期計画及び年間計画の第2年度分を除いた期間を対象とする。

2.4 空容量算出

1 初期空容量

中央給電指令所は、別表1に定める判定断面ごとの連系線等の空容量を、以下の式により算出する。

中央給電指令所は、算出した空容量等（運用容量の決定要因を含む）及び連系線利用者から提出された連系線等の利用計画を、別表2に定める初期空容量算出結果の提出期限までに協議会の給電連絡所に提出する。なお、提出後に空容量等に変更を伴う事象が発生した場合、見直し後の算出結果及びその理由を協議会の給電連絡所に提出する。

なお、中央給電指令所は、地内電力輸送設備が指定送電線に指定された場合、当該指定送電線の翌日・週間・月間計画の空容量等を順次算出し、協議会の給電連絡所に提出する。

$$\text{空容量} = \text{運用容量} - \text{マージン} - \text{計画潮流}$$

フェンス潮流で管理する場合は、空容量等をフェンス管理値とする。

2 更新空容量

中央給電指令所は、新規の容量登録などにより連系線等の空容量等を更新する必要がある場合、すみやかに更新値を算出し、更新した空容量等（運用容量の決定要因を含む）を協議会の給電連絡所に提出する。

2.5 運用容量算出

運用容量算出箇所は、以下に基づき連系線等の運用容量を算出し、その結果を中央給電指令所に提出する。なお、関門連系線の運用容量については、中国電力株式会社と協議のうえ算出する。

1 運用容量

運用容量は、熱容量、系統安定度、電圧安定性、周波数維持面から定まる系統運用上の各限度値のうち、最小の値とする。

・熱容量

送電線 1 回線事故や変圧器 1 台事故における健全設備の連続許容温度から定まる電流又は直列機器（遮断器、変流器など）の定格電流に基づく潮流の値とする。

・系統安定度

想定事故の発生を模擬した場合において、発電機の安定運転が維持できる潮流の値とする。

・電圧安定性

想定事故の発生を模擬した場合において、系統電圧を上昇若しくは低下限度範囲内に維持できる、又は系統の電圧安定性を維持できる潮流の値とする。

・周波数維持面

送電線のルート断事故による連系分離においても、それぞれの系統が大幅に周波数上昇又は低下することなく、周波数面からの系統安定維持が可能となる潮流の値とする。なお、周波数低下時の負荷制限は考慮しない。

2 1 回線停止時の運用容量

原則として、単一事故が発生しても系統に影響を与えるような電源制限などの系統制御を行わず安定して送電できる潮流とする。ただし、供給力の基盤として広域的に活用する電源を送電する場合、その相当分の電源制限を行うことを前提に当該託送相当分を増加させる。

3 緊急時の運用容量

大規模電源脱落時の緊急時潮流が連系線等の運用容量を超える場合、あるいは超えることが予想される場合、すみやかに運用容量内に収めるように努めるものとする。ただし、設定された運用容量内では、管轄制御エリアの需給安定が維持できないことが予想される場合は、ルート断事故による連系分離においても、それぞれの系統が大幅に周波数上昇又は低下することがない範囲内で運用容量を変更する。

当該運用期間内の受電側系統容量最低値により算出。

4 運用容量の算出断面

連系線等の運用容量の算出断面は、原則、年度を通じて1断面とする。ただし、関門連系線については、以下のとおりとする。

(中国向き)

- ・長期計画では、年度を通じて1断面とする。なお、その運用容量は、需要ピーク時の値とする。
- ・年間計画から翌日計画までの算出断面は、以下のとおりとする。
 - ・季節別 : 夏季(7/1～9/15)、
冬季(12/1～3/15)、
その他(3/16～6/30、9/16～11/30)
 - ・時間帯別 : 昼間帯(8時～20時)¹、
点灯帯(20時～24時)、
深夜帯(0時～8時)
 - ・平休日別 : 平日(月曜日から金曜日(連続休日²明けの深夜帯を除く)、祝日は除く)¹、
休日(上記、平日以外の日)¹

ただし、特殊日(ゴールデンウィーク、盆、年末年始期間など)については、別途、運用容量を算出する。

なお、別表1に定める各判定断面の運用容量については、上記断面にて算出した運用容量の最小の値とする。また、「特殊日」及び「連続休日²明けの深夜帯」の運用容量については、週間計画から翌日計画において使用する。

- 1 別表1に定める「昼間帯」、「平日」、「休日」とは異なる。
- 2 休日又は特殊日が2日以上連続する場合をいう。

(九州向き)

- ・長期計画から翌日計画までは、年度を通じて1断面とする。

また、連系線等の作業停止などにより、運用容量が減少する判定断面の運用容量も併せて算出する。

2.6 マージン算出

運用容量算出箇所は、関門連系線の九州向きのマージンについて、関門連系線潮流の状況などを踏まえて算出し、その結果を中央給電指令所に提出する。

2.7 計画潮流算出

中央給電指令所は、協議会の給電連絡所にて容量登録又は容量確保された連系線等の利用計画をもとに潮流の向きを考慮して合算し、計画潮流として算出する。なお、振替損失率は、全国融通による連系線等の利用計画以外は考慮しない。

2.8 空容量等のデータの記録及び保管

空容量等を算出した各箇所は、空容量等の算出結果を記録し、算出に使用したデータを3年間、保管する。

3 連系線等の利用手続き

3.1 連系線等の容量確保に係わる基本原則

連系線等の容量確保については、公平性・透明性の確保の観点から、以下を原則とする。

- ・先着優先 (first-come-first-served)
- ・空おさえの禁止 (use-it-or-lose-it)

3.2 送電可否判定

送電可否判定は、以下のとおり行う。

- ・判定対象期間は、送電可否判定の依頼日を含む年度を第1年度として第10年度の末日までとする。
- ・送電可否判定は、申し込まれた希望計画が、別表1に定める各判定断面の空容量の範囲内であるかどうかにより判定を行う。なお、一つの判定断面でも送電不可の場合、送電不可と判定する。
- ・長期計画については、連系線等の作業停止計画が策定されていないため、作業停止計画を考慮しない送電可否判定を行う。
- ・年間計画、月間計画において、別表1に定める判定断面内に連系線等の作業停止により、運用容量が減少する期間が存在する場合は、以下のとおり判定する。
 - ・運用容量の減少期間が数日間を超える場合
当該判定断面の空容量の最小値で送電可否判定を行う。なお、十分な空容量が確保できない場合、連系線等の利用機会の確保を目的として、発電機の作業停止などであらかじめ予想される計画潮流の減少を考慮した送電可否判定を行う。
 - ・運用容量の減少期間が数日間以下の場合
連系線等の作業停止による運用容量の減少により送電不可となる場合、当該期間中に送電可能量が希望計画より減少することを前提に、当該判定断面を送電可能と判定する。
なお、数日間とは、年間計画では各判定断面において平日5日程度/月、休日2日程度/月、月間計画では各判定断面において平日2日程度/週をいう。
- ・協議会の給電連絡所からマージン使用が認められた場合は、マージン使用を考慮した送電可否判定を行う。
- ・空容量の範囲内であっても、広域安定度面から送電不可となる場合は、送電不可と判定する。
- ・送電可否判定については、協議会の給電連絡所からの依頼順に行う。ただし、判定に時間を要する依頼が発生した場合は、受給日の近い方を優先して送電可否判定を行う。

3.3 事前の送電可否判定に関する業務運行

1 必要事項

事前の送電可否判定の申し込みにあたっては、発電設備の接続検討を事前に完了しているかあるいは同時に申し込まれていることが必要である。

2 受付日時

- ・受付日：営業日（協議会の創立記念日（2/10）は除く）
- ・受付時間：9時～12時、13時～17時

3 業務運行

（1）申込受付

ネットワークサービスセンターは、連系線利用申込者から事前の送電可否判定の申し込みを受け付け、協議会の給電連絡所に送電可否判定依頼を行う。

なお、ネットワークサービスセンターは、需要側一般電気事業者として関連一般電気事業者への希望計画の提出を代行する場合、当該希望計画を関連一般電気事業者に提出する。

（2）送電可否判定の実施

中央給電指令所は、協議会の給電連絡所から送電可否判定の依頼を受け送電可否判定を実施し、判定結果及び判定理由をすみやかに協議会の給電連絡所に通知する。また、送電不可の場合は「送電不可となる判定断面と、その判定断面で送電可能な値」（連系線利用申込者が希望する場合は「期間を通して送電可能な値（各判定断面で送電できる値の最小値）」）についても併せて通知する。

（3）送電可否判定の結果の通知

中央給電指令所は、協議会の給電連絡所から関連一般電気事業者の判定結果を踏まえた送電可否判定の結果通知を受け、ネットワークサービスセンターに通知する。

ネットワークサービスセンターは、送電可否判定の結果を当該連系線利用申込者に通知する。

3.4 新規の容量登録に関する業務運行

1 必要事項

新規の容量登録の申し込みにあたっては、接続検討が終了した発電設備及び需要が確保されていることが必要である。ただし、受給までの期間が1年を超える場合で、連系線等の効率的利用を阻害しないと見込まれる場合には、需要確保が計画されていることを示す書類並びに発電計画の提出により新規の容量登録は可能となる。

また、申し込みにあたっては、送電可否判定及び託送契約等の締結に必要な協議及び手続き期間を考慮する必要がある。

2 受付日時

- ・受付日：営業日（協議会の創立記念日（2/10）は除く）
- ・受付時間：9時～12時、13時～17時

3 業務運行

（1）申込受付

ネットワークサービスセンターは、連系線利用申込者から新規の容量登録の申し込みを受け付け、協議会の給電連絡所に送電可否判定依頼を行う。

なお、ネットワークサービスセンターは、需要側一般電気事業者として関連一般電気事業者への希望計画の提出を代行する場合、当該希望計画を関連一般電気事業者に提出する。

申し込まれた希望計画は、協議会の給電連絡所により新規の時刻登録が行われる。

（2）送電可否判定の実施

中央給電指令所は、協議会の給電連絡所から送電可否判定の依頼を受け送電可否判定を実施し、判定結果及び判定理由をすみやかに協議会の給電連絡所に通知する。また、送電不可の場合は「送電不可となる判定断面と、その判定断面で送電可能な値」についても併せて通知する。

（3）送電可否判定の結果の通知

中央給電指令所は、協議会の給電連絡所から関連一般電気事業者の判定結果を踏まえた、最終的な送電可否判定の判定通知を受けるとともにその内容を確認し、ネットワークサービスセンターに通知する。

ネットワークサービスセンターは、送電可否判定の結果を当該連系線利用申込者に通知する。

（4）空容量の更新処理

中央給電指令所は、協議会の給電連絡所の送電可否判定結果により、「2.4.2 更新空容量」に基づき空容量等の更新処理を行い、協議会の給電連絡所に提出する。

(5) 申込データ不備時の対応

ネットワークサービスセンターは、協議会の給電連絡所から申込データの不備による取消 通知を受けた場合、当該連系線申込者に取消通知を行う。

3.5 長期・年間・月間・週間計画における連系線等の利用計画の策定に関する業務運行

1 必要事項

連系線等の利用計画の提出にあたっては、容量登録が完了している連系線等の利用計画の範囲内で行うことが必要である。

2 業務運行

(1) 連系線等の利用計画（調整用）の受付

中央給電指令所は、連系線利用者から別表1に定める判定断面ごとの連系線等の利用計画（調整用）を、別表2に定める調整用提出期限までに受け付ける。

なお、中央給電指令所は、需要側一般電気事業者として関連一般電気事業者への利用計画の提出を代行する場合、当該利用計画を関連一般電気事業者に提出する。

(2) 連系線等の利用計画（空容量算定用）の受付

中央給電指令所は、連系線利用者から作業停止計画を考慮した別表1に定める判定断面ごとの連系線等の利用計画（空容量算定用）を、別表2に定める空容量算定用提出期限までに受け付ける。

(3) 連系線等の利用計画の策定

中央給電指令所は、別表2に定める初期空容量算出結果の提出期限までに「2.4.1 初期空容量」に基づき連系線等の空容量などを協議会の給電連絡所に提出する。

中央給電指令所は、別表2に定める策定期日までに最終的な連系線等の利用計画を策定し、連系線利用者及び協議会の給電連絡所に通知する。ただし、長期、年間、月間計画において、策定期日が休業日の場合は、休業日前の直近の営業日に協議会の給電連絡所に通知する。

(4) 混雑発生時の対応

中央給電指令所は、相殺方向の連系線等の利用計画の減少の結果、混雑が発生する場合、給電運用基準「第16章 混雑管理」に基づき連系線等の利用計画を調整するとともに、その結果を当該連系線利用者に通知する。

(5) 申込データ不備時の対応

中央給電指令所は、提出された連系線等の利用計画が既に登録されている容量を超過しているなど連系線利用者から提出されたデータに不備がある場合、その旨を当該連系線利用者に通知し、不備項目が修正された連系線等の利用計画を受け取る。

3.6 連系線等の利用計画の変更に関する業務運行

1 必要事項

連系線等の利用に関する計画変更の申し込みにあたっては、託送契約等の範囲内で行う必要がある。なお、各時間帯における変更可否要件は、図1に定めるとおりとする。

2 受付日時

(1) 受給日の2営業日¹前の12時以前

・「3.4.2 受付日時」に定める新規の容量登録の受付日時と同じ。

(2) 受給日の2営業日¹前の12時以降

・受給日の前日が営業日¹の場合：前日の11時～12時

・受給日の前日が休業日²の場合：前日の9時～12時

1 協議会の創立記念日(2/10)を除く。

2 協議会の創立記念日(2/10)を含む。

3 業務運行

(1) 申込受付

中央給電指令所は、連系線利用者から連系線等の利用計画変更の申し込みを受け付け、協議会の給電連絡所に送電可否判定依頼を行う。

なお、中央給電指令所は、需要側一般電気事業者として関連一般電気事業者への変更希望計画の提出を代行する場合、当該変更希望計画を関連一般電気事業者に提出する。

変更希望計画の、変更前の連系線等の利用計画からの増加部分については、協議会の給電連絡所により新規の時刻登録が行われる。

(2) 送電可否判定の実施

中央給電指令所は、協議会の給電連絡所から送電可否判定の依頼を受け送電可否判定を実施し、判定結果及び判定理由をすみやかに協議会の給電連絡所に通知する。また、送電不可の場合は「送電不可となる判定断面と、その判定断面で送電可能な値」についても併せて通知する。

(3) 送電可否判定の結果の通知

中央給電指令所は、協議会の給電連絡所から関連一般電気事業者の判定結果を踏まえた、最終的な送電可否判定の判定通知を受けるとともにその内容を確認し、当該連系線利用者に通知する。

(4) 混雑発生時の対応

中央給電指令所は、相殺方向の連系線等の利用計画の減少の結果、混雑が発生する場合、給電運用基準「第16章 混雑管理」に基づき連系線等の利用計画を調整するとともに、その結果を当該連系線利用者に通知する。

(5) 空容量の更新処理

中央給電指令所は、協議会の給電連絡所の送電可否判定結果により、「2.4.2 更新空容量」に基づき空容量等の更新処理を行い、協議会の給電連絡所に提出する。

(6) 申込データ不備時の対応

中央給電指令所は、協議会の給電連絡所から申込データの不備により取消通知を受けた場合、当該連系線申込者に取消通知を行う。

3.7 翌日計画における連系線等の利用計画の策定に関する業務運行

(1) 翌日計画の受付

中央給電指令所は、受給日の前日12時までに、連系線利用者から翌日の連系線等の利用計画を受け付ける。

なお、中央給電指令所は、需要側一般電気事業者として関連一般電気事業者への提出を代行する場合、当該利用計画を関連一般電気事業者に提出する。

(2) 翌日計画の策定

中央給電指令所は、連系線利用者より受け付けた連系線等の変更希望計画について、15時までに「3.6 連系線等の利用計画の変更に関する業務運行」に基づき連系線等の利用計画の変更手続きを行い、その結果を連系線利用者に通知する。

なお、中央給電指令所は、混雑処理又は送電可否判定の結果送電不可と判定されたことにより、供給力が不足した連系線利用者から調整結果を反映した連系線等の利用計画を受け付けた場合、必要に応じて送電可否判定を行い、翌日の連系線等の利用計画に反映する。

中央給電指令所は、別表2に定める初期空容量算出結果の提出期限までに「2.4 1 初期空容量」に基づき翌日の連系線等の空容量などを協議会の給電連絡所に提出する。

中央給電指令所は、別表2に定める策定期日までに最終的な翌日の連系線等の利用計画を策定し、連系線利用者及び協議会の給電連絡所に通知する。

なお、前日17時までに策定された翌日の連系線等の利用計画を通告値の初期値とする。

(3) 関門連系線潮流の基準値の調整

中央給電指令所は、協議会の給電連絡所より連絡された関門連系線潮流の基準値（関門連系線の利用計画について振替損失率を考慮した値に変換したもの）が、関門連系線の段差制約値を超過する場合は、当該潮流に係わる一般電気事業者と協議、調整を行う。

ただし、特定規模電気事業者のみの託送で、段差制約を超過するような大幅な段差が発生した場合、中央給電指令所は、段差制約の調整方法について、当該特定規模電気事業者と別途協議・調整を行う。

(4) 申込データ不備時の対応

中央給電指令所は、連系線利用者から提出されたデータに不備がある場合、その旨を当該連系線利用者に通知し、不備項目が修正された連系線等の利用計画を受ける。

3.8 通告変更に関する業務運行

1 基本事項

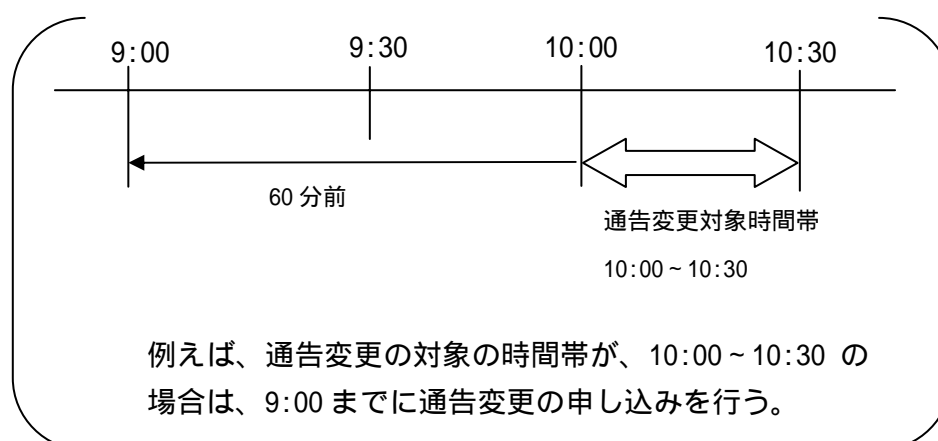
通告変更の申し込みは、受給日の前日17時の連系線等の利用計画確定以降、託送契約等の範囲内で行うことができる。なお、通告変更による変更可否要件は、図1に定めるとおりとする。

ただし、中央給電指令所は、当社管轄制御エリア内で重大な事故が発生している場合又は協議会の給電連絡所が全国融通の申出を受け付けた時から融通の組合せが決定するまでの間、本項で定める通告変更に関する業務の運行が困難な場合、当該業務を一時中断する。なお、上記理由により通告変更に関する業務を一時中断した場合、中央給電指令所は、当該時間帯に通告変更の申し込みがあった旨を記録し、保管する。

また、中央給電指令所は、当社管轄制御エリアの需給・周波数調整などのために、緊急に通告変更を行う必要が発生した場合は、以下の手続きによらず通告変更を実施する。なお、この場合の通告変更開始時間は、一般電気事業者間で協議、調整する。

2 受付日時

原則として、受給日の前日17時から、受給開始の60分前までとする。



3 業務運行

(1) 通告変更の受付

中央給電指令所は、連系線利用者から通告変更の申し込みを受け付け、協議会の給電連絡所に通告変更の可否判定依頼を行う。

なお、中央給電指令所は、需要側一般電気事業者として関連一般電気事業者への通告変更の希望値の提出を代行する場合、当該希望値を関連一般電気事業者に提出する。

通告変更の希望値の、変更前の通告値からの増加部分については、協議会の給電連絡所により新規の時刻登録が行われる。

(2) 通告変更可否判定の実施

中央給電指令所は、協議会の給電連絡所から通告変更の可否判定の依頼を受け通告変更の可否判定を実施し、判定結果及び判定理由をすみやかに協議会の給電連絡所に通知する。なお、一部通告変更可の場合は、通告変更可となる最大値を協議会の給電連絡所に通知する。

(3) 通告変更可否判定結果の通知

中央給電指令所は、協議会の給電連絡所から関連一般電気事業者の判定結果を踏まえた、最終的な通告変更の可否判定の判定通知（一部通告変更可となる場合は、新しい通告値）を受けるとともにその内容を確認し、当該連系線利用者に通知する。

(4) 関門連系線潮流の基準値の調整

中央給電指令所は、協議会の給電連絡所より通知された関門連系線の基準値について、「3.7(3) 関門連系線潮流の基準値の調整」に基づき調整を行う。

(5) 混雑発生時の対応

中央給電指令所は、相殺方向の連系線等の利用計画の減少あるいは連系線事故による運用容量の減少などに伴い混雑が発生する場合、給電運用基準「第16章 混雑管理」に基づき連系線等の利用計画を調整するとともに、その結果を関連一般電気事業者及び当該連系線利用者に通知する。

(6) 空容量の更新処理

中央給電指令所は、協議会の給電連絡所の通告変更の可否判定結果により「2.4.2 更新空容量」に基づき空容量等の更新処理を行い、協議会の給電連絡所に提出する。

(7) 通告値の再調整

中央給電指令所は、「(3) 通告変更可否判定結果の通知」により通告値の変更が希望どおり認められなかった通告変更希望者又は「(5) 混雑発生時の対応」により連系線等の利用計画を調整された連系線利用者から、「2 受付日時」に定める時間までに、「(3) 通告変更可否判定結果の通知」又は「(5) 混雑発生時の対応」で通知した通告値の範囲内で新しい通告変更希望値を受け付ける。

(8) 申込データ不備時の対応

中央給電指令所は、協議会の給電連絡所から申込データの不備により取消通知を受けた場合、当該連系線申込者に取消通知を行う。

3.9 マージン使用に関する業務運行

1 マージン使用手順

当社管轄制御エリアの需給逼迫又は余剰の解消が不可能と判断しマージンの使用を希望する場合、中央給電指令所は、協議会の給電連絡所に希望する送電量及び当社管轄制御エリアの需給バランスを提出し、マージン使用の承認を依頼する。ただし、翌日計画提出期限以降、時間的余裕がなく緊急的にマージンを使用する場合は、事後、マージン使用に至った経緯を協議会の給電連絡所に説明する。

2 マージン使用可能量の通知

中央給電指令所は、他の一般電気事業者がマージンを使用するために、協議会の給電連絡所よりマージン使用可能量の確認依頼があった場合、当社が確保しているマージンの使用可能量を協議会の給電連絡所に通知する。

なお、当社管轄制御エリアで需給逼迫が発生した場合、当社が開放したマージンの使用を中止することができる。

4 変更賦課金

4.1 目的

連系線等の空おさえ防止の方策として、一定の要件に抵触する連系線等の利用計画の変更について変更賦課金を課すものとする。

4.2 変更賦課金の対象

1 変更賦課金対象の連系線等及び時間帯

受給日の7日前の17時（計画変更賦課金対象）又は受給日の前日17時（通告変更賦課金対象）において、連系線等の空容量が運用容量の5%を下回る30分ごとの時間帯を変更賦課金の対象とする。

2 変更賦課金対象電力量

「1 変更賦課金対象の連系線等及び時間帯」に該当する連系線等の時間帯において、以下に定める電力量を変更賦課金の対象とする。

・計画変更賦課金対象電力量

受給日7日前の17時の連系線等の利用計画に対して前日12時の連系線等の利用計画が10%以上減少した電力量のうち、10%を超えた部分。

・通告変更賦課金対象電力量

受給日前日17時の連系線等の利用計画に対して利用実績が10%以上減少した電力量のうち、10%を超えた部分。

ただし、「不可避的な変更」、「系統運用上必然的な変更」及び「発電機トラブルによる変更」の理由による連系線等の利用計画の変更分については、変更賦課金の対象外とする。

4.3 変更賦課金対象電力量の算定手続き

1 変更賦課金対象電力量の算出

中央給電指令所は、「4.2.2 変更賦課金対象電力量」に基づき変更賦課金の対象電力量を算出する。なお、変更賦課金の対象外とする連系線等の利用計画の変更分については、当該連系線利用者から提出される説明資料などを付して協議会の給電連絡所に判定依頼を行う。

2 変更賦課金対象電力量の通知

中央給電指令所は、協議会の給電連絡所の判定結果を考慮した変更賦課金対象電力量を、ネットワークサービスセンター及び協議会の給電連絡所に連絡する。

ネットワークサービスセンターは、変更賦課金対象電力量を当該連系線利用者に通知する。

5 事後検証などの対応

空容量算出や送電可否判定などについて協議会から事後検証及び妥当性確認依頼などがあつた場合、以下に基づき各担当箇所が適切に対応する。

(1) 中央給電指令所が対応する事項

- ・ 関門連系線の空容量及び計画潮流の算出に関する説明
- ・ 指定送電線の空容量等の算出に関する説明
- ・ 送電可否判定に関する説明(送電可否判定データ及びその経緯を記載した書類の提出及び説明)
- ・ 変更賦課金算出に関する説明(算出根拠を説明する資料の提出及び説明)

(2) 給電計画担当箇所又は中央給電指令所が対応する事項

- ・ 関門連系線の運用容量及びマーヅンの算出に関する説明
- ・ マーヅン使用の妥当性確認に関する説明(マーヅン使用時の需給バランス(実績)及びマーヅン使用に至つた経緯を記載した書類の提出及び説明)
- ・ 「不可避的な変更¹」、「系統運用上必然的な変更²」に関する説明(当該事象を説明する書類の提出及び説明)

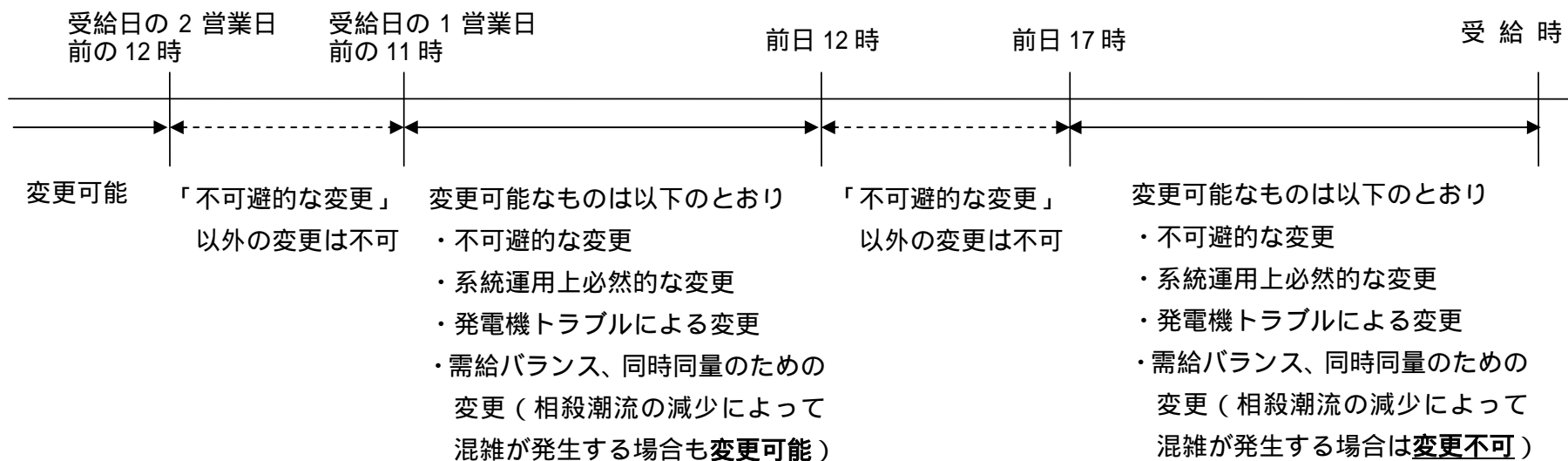
1 「不可避的な変更」とは、以下に示すもので変更の都度、協議会の給電連絡所で判定されるものをいう。

- ・ 給電運用基準「第2章 給電指令」に定める給電指令に伴う変更
- ・ 給電運用基準「第16章 混雑管理」に定める混雑処理に伴う変更
- ・ 優先給電指令及び優先給電指令の回避措置に伴う変更
- ・ 自然災害(雷、風雪、鳥獣接触など)、公衆災害など事業者の責任ではない事象に伴う変更

2 「系統運用上必然的な変更」とは、以下に示すもので、あらかじめ協議会へ届け出されたものをいう。

- ・ 河川の出水状況により変更が必要となる水力から送電を行うもの
- ・ 管轄制御エリアの需給調整・周波数調整などに伴い変更がなされるもの
- ・ 補修や運開前運転などに伴う調整運転などの変更

図1 時間帯ごとの変更可否要件



協議会の創立記念日（2 / 10）を除く。

別表1 空容量等の断面

対象期間	長期計画 (第3～ 第10年度)	年間計画 (第1～ 第2年度)	月間計画 (3週間先 ～翌々月)	週間計画 (2日先～ 翌々週)	翌日計画
判定断面	各年度別の 最大時kW	各月の平休 日別の昼間 帯、夜間帯の 最大時kW	各週の平休 日別の昼間 帯、夜間帯の 最大時kW	日別の 30分ごとの kWh	30分ごとの kWh

- ・時間帯別 : 昼間帯(8時～22時)、
夜間帯(0時～8時、22時～24時)
- ・平休日別 : 平日(下記、休日以外の日)、
休日(土曜、日曜及び祝日並びに協議会及び一般電気事業者が指定する日)

「2.5 4 運用容量の算出断面」に定める「昼間帯」、「平日」、「休日」とは異なる。

別表2 利用計画の提出期限と策定期日

対象期間	長期計画 (第3～ 第10年度)	年間計画 (第1～ 第2年度)	月間計画 (翌月～ 翌々月)	週間計画 (翌週～ 翌々週)	翌々日計画	翌日計画
調整用 提出期限	毎年1月15日 17時	毎年12月20日 17時	毎月5日 17時			
空容量算定 用提出期限	毎年3月10日 17時	毎年3月1日 17時	毎月15日 17時	毎週火曜日 17時		毎日 12時
初期空容量 算出結果の 提出期限	開示期日 ¹ の1週間前	開示期日 ¹ の1週間前	開示期日 ¹ の1日前	開示期日 ¹ の3時間前	開示期日 ¹ の1時間前	開示期日 ¹ の1時間前
策定期日	毎年3月31日 17時 ²	毎年3月15日 17時 ²	毎月20日 17時 ²	毎週木曜日 17時		毎日 17時
開示期日 ¹	毎年3月31日 17時 ²	毎年3月15日 17時 ²	毎月20日 17時 ²	毎週木曜日 17時	受給日の 1営業日前 の前日15時	毎日 17時

1 開示期日：協議会が系統情報公開システムで開示する期日

2 休業日(協議会の創立記念日(2/10)を含む)の場合は、休業日前の直近の営業日